

コード	305010502
記入日:	H22.6.10

事務事業途中評価表

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	山下康延

作成年度	平成 22 年度
------	----------

評価対象事業名称	心身障害者見舞金支給事業費
----------	---------------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	款コード	3
施策コード	305	施策名称	共に歩む障害者福祉の推進	項コード	1
基本事業コード	30501	基本事業名称	総合的な支援体制整備	目コード	1
事務事業コード	3050105	事務事業名称	心身障害者支援事業費	細目コード	203
関連計画			法令・条例規則等	町心身障害者見舞金支給条例	

計画(PLAN) ※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象:誰、何を対象にしているのか		対象指標:対象の大きさを表す指標					
(対象1)	障害者手帳所持者	(対象指標1)	1,858名				
(対象2)		(対象指標2)					
事業の概要:具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標:事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)					
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
*****	【心身障害者見舞金支給】 重度の身体及び知的障害者に対して条例に基づき、対象者へ交付するため2回の審査を行った。	①	***** 審査回数	2回	100%	審査回数2回÷審査予定回数2回	***** 平成21年度
		(達成率分析)	予定どおり審査した。				
		②	*****	*****	*****	*****	*****
		(達成率分析)					
目的:何をしたいのか		成果指標:目的の達成度を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)					
見舞金を支給することにより、重度身体障害者等の福祉向上に寄与する。		(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
		①	***** 受給者数	581名	100%	受給者数581名÷給付対象者数581名	***** 平成21年度
		(達成率分析)	審査の結果、対象者581名全員へ支給がなされた。				
		②	*****	*****	*****	*****	
		(達成率分析)					

実施(DO) ※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		平成20年度以前	平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	
活動指標	①	回数	6	6	4	2	2				
	②										
成果指標	①	人	2,974	2,974	2,393	581	581				
	②										
総事業費C (A+B)	千円	58,485	58,485	49,745	8,740	8,740					
直接事業費 A	千円	54,985	54,985	46,945	8,040	8,040					
人件費 B	千円	3,500	3,500	2,800	700	700					
内訳	従事職員数	人	0.5	0.5	0.4	0.1	0.1				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円	5,000	5,000	5,000						
	起債	千円									
	その他	千円									
一般財源	千円	53,485	53,485	44,745	8,740	8,740					

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	ある ● ない	理由 見舞う趣旨であることから、用途制限・所得制限も無く、見舞金受領後に用途についてお尋ねするわけにもいかず、追跡調査も出来ない。支出完了イコール福祉向上も一理あるかもしれないが、どの程度向上されたか測る尺度がない段階では公費支出は控えるべきと考える。
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	ある ● ない	理由 町独自施策の格好となっておりますので、他自治体との比較はどうかと思いますが、確認できる範囲では見舞金支給を行っている自治体は長崎県内でほとんどないのが現状である。また、時代情勢の中に財政状況が含まれるとする場合においては町単独事業であり、事業実施については慎重に検討すべきである。
	事業の対象・目的は適切ですか。	適切 ● 不適切	理由 単に障害者を見舞うといった観点から考えますと、いわゆる等級の壁、障害種別の壁が存在します。等級や障害種別での絞り込みがある以上適切な対象者とは言いがたい。重度障害は見舞う、中度障害は見舞わないこと、身体的障害は見舞うが、精神障害者見舞う対象でないという線引きは妥当かどうか判断しかねる。
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	いる ● いない	理由 そもそも期待する効果とは何かといった点が不明瞭であり、成果を問うようなものなのかどうか判断が極めてしにくい。支給者と受給者の気持ちの問題のような気がします。
	成果を向上させる余地はありますか。	● ある ない	理由 成果向上は受給者側からすると額そのものであり、単独事業であるため額の増加は見込めない。また、未受給者であったものを対象範囲拡大により支給することや、現金給付から商品券給付・地域活動支援センターなどで作られる商品の現物支給などは支援センターの収益アップ(受給者工賃アップ)、商工業振興面では成果向上の余地は残されていると考えます。
	事業を行わない場合の影響はありますか。	● ある ない	理由 数年支給を継続した結果受給者は「貰えるお金」という意味で定着している。その為、事業廃止による影響は少なからず発生するが、支給そのものの趣旨からすれば生活に支障を来すことは考えづらい。
	類似事業との整理統合はできませんか。	できる ● できない	理由 類似事業は存在していないので、統合は出来ない。
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	● できる できない	理由 事業費削減及び廃止には条例改正が必要であり慎重に検討しつつ減額、場合によっては廃止の方向も含めて検討しなければならない。
	人件費を削減することはできませんか。	できる ● できない	理由 最小人員である為不可能である。
	受益者負担は適正ですか。	● はい いいえ	理由 受益者負担無し。

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	障害年金、諸手当、税制上の優遇なども少なくない状況の中で、改めて見舞うという趣旨で支給することには少なからず疑問がある。見舞金対象者の多くは高齢者の域にあり、障害者になったので見舞うというよりは、老後を元気に生活するような事業に財源を充当していく考え方や、あらたな障害者施策・既存の事業財源を充当していく考えも持たなければならぬ。
		有効性	受給者においては少額でも受給できる者は有り難く、有効なものである。事業評価といった観点からすると喜ばれれば優れているとは必ずしもならず、費用に見合う効果があるかどうかで問題である。見舞うという趣旨からする有効性の判断は難しい。
		効率性	障害者に対する支援の充実を図りたいことから、事業を行っているが、支給後の用途までの限定は出来ない。以後は支給額等の再検討を行う必要がある。事務的には対象者の把握等に若干時間を要するものの、現状は軌道に乗り効率は良いと考える。
	2次評価	課題に向けた改善策	評価する中での問題点は、評価尺度が、支給実績しか無いことである。少しでも多い人に支給すれば良いのかといったこともあり、基準そのものがやはり不明瞭といわざるを得ない。賛否はあるでしょうが、支給する側が具体的に何を求めているのか理解できない事業は不必要と考えるも不自然ではないと思われる。
		妥当性	長年の経緯から事業が実施されているが、障害者を取り巻く環境から事業の妥当性を検討していくこと。
		有効性	担当課としては「廃止」の票かであるが、障害者の方の生活支援の施策として、また相互扶助の観点からの見舞金であり、減額からの検討が妥当と考える。
効率性	支給に関しては、適正な審査のもとに執行していくこと。		

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次	
				このまま事業を継続
		●		事業内容を見直して事業を継続
				事業費を見直して事業を継続
	1次	2次	3次	
				類似事業と整理統合
				事業の休止
	●			事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。